

県政経営会議資料

令和6年(2024年)1月16日

総務部人事課

滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第73号）による地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、新たに在宅勤務等手当を支給するため、滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）ほか3条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- 新たに在宅勤務等手当を支給することとします。（第1条から第4条まで関係）
- この条例は、令和6年4月1日から施行することとします。

滋賀県職員等の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>第1条および第1条の2 省略 (職員の給料)</p> <p>第2条 職員の給料は、滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（平成6年滋賀県条例第49号。以下「職員勤務時間条例」という。）第2条から第5条まで、滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第20号。以下「学校職員勤務時間条例」という。）第3条から第6条までまたは滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第24号。以下「警察職員勤務時間条例」という。）第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第12条の3の規定による手当を含む。第24条、第27条第2号および第41条において同じ。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当および特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。第24条において同じ。）および退職手当を除いたものとする。</p> <p>第3条から第11条の2まで 省略</p>	<p>第1条および第1条の2 省略 (職員の給料)</p> <p>第2条 職員の給料は、滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（平成6年滋賀県条例第49号。以下「職員勤務時間条例」という。）第2条から第5条まで、滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第20号。以下「学校職員勤務時間条例」という。）第3条から第6条までまたは滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第24号。以下「警察職員勤務時間条例」という。）第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、特地勤務手当（第12条の3の規定による手当を含む。第24条、第27条第2号および第41条において同じ。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当および特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。第24条において同じ。）および退職手当を除いたものとする。</p> <p>第3条から第11条の2まで 省略</p>

(新設)

第12条から第26条まで 省略

(会計年度任用職員の給与)

第27条 会計年度任用職員には、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める給与を支給する。

(1) 省略

(2) 第2号会計年度任用職員 紙料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、農林漁業普及指導手当および退職手当

(第1号会計年度任用職員の報酬の種類)

第28条 前条第1号に掲げる報酬の種類は、基本報酬（紙料、初任給調整手当および地域手当に相当する報酬をいう。以下同じ。）ならびに特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日

(在宅勤務等手当)

第11条の3 住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他人事委員会規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、人事委員会規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第12条から第26条まで 省略

(会計年度任用職員の給与)

第27条 会計年度任用職員には、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める給与を支給する。

(1) 省略

(2) 第2号会計年度任用職員 紙料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、農林漁業普及指導手当および退職手当

(第1号会計年度任用職員の報酬の種類)

第28条 前条第1号に掲げる報酬の種類は、基本報酬（紙料、初任給調整手当および地域手当に相当する報酬をいう。以下同じ。）ならびに在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜

直手当および農林漁業普及指導手當に相当する報酬とする。

第29条および第30条 省略

(特殊勤務手当等に相当する報酬)

第31条 特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当および農林漁業普及指導手當に相当する報酬は、これらの手當の支給を受ける職員の例により支給する。

第32条から第37条の2まで 省略

(第2号会計年度任用職員の給与への準用)

第38条 第2条、第6条、第7条、第9条の2、第10条の3、第10条の4、第11条（第4項を除く。）、第12条から第12条の3（第2項を除く。）まで、第13条、第15条（第2項および第6項を除く。）から第19条まで、第22条の2、第23条および第24条の規定は、第2号会計年度任用職員の給与について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	省略	
	管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、 <u>单身赴任手当</u> 、 <u>特殊勤務手当</u>	初任給調整手当、地域手当、通勤手当、 <u>特殊勤務手当</u>

間勤務手当、宿日直手当および農林漁業普及指導手當に相当する報酬とする。

第29条および第30条 省略

(在宅勤務等手当等に相当する報酬)

第31条 在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当および農林漁業普及指導手當に相当する報酬は、これらの手當の支給を受ける職員の例により支給する。

第32条から第37条の2まで 省略

(第2号会計年度任用職員の給与への準用)

第38条 第2条、第6条、第7条、第9条の2、第10条の3、第10条の4、第11条（第4項を除く。）、第11条の3から第12条の3（第2項を除く。）まで、第13条、第15条（第2項および第6項を除く。）から第19条まで、第22条の2、第23条および第24条の規定は、第2号会計年度任用職員の給与について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	省略	
	管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、 <u>单身赴任手当</u>	初任給調整手当、地域手当、通勤手当

	省略
省略	
第39条以下 省略	第39条以下 省略

滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>第1条から第8条まで 省略 (企業職員の給与に関する特例)</p> <p>第9条 特定期付企業職員（滋賀県病院事業の設置等に関する条例 (昭和51年滋賀県条例第18号) 第1条に規定する病院事業に従事する企業職員（以下「病院事業職員」という。）である特定定期付企業職員（以下「特定定期付病院事業職員」という。）を除く。）の手当の種類は、滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和43年滋賀県条例第24号）第2条第3項の規定にかかわらず、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、特定定期付職員業績手当、災害派遣手当および退職手当とする。</p>	<p>第1条から第8条まで 省略 (企業職員の給与に関する特例)</p> <p>第9条 特定期付企業職員（滋賀県病院事業の設置等に関する条例 (昭和51年滋賀県条例第18号) 第1条に規定する病院事業に従事する企業職員（以下「病院事業職員」という。）である特定定期付企業職員（以下「特定定期付病院事業職員」という。）を除く。）の手当の種類は、滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和43年滋賀県条例第24号）第2条第3項の規定にかかわらず、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、特定定期付職員業績手当、災害派遣手当および退職手当とする。</p>
第10条以下 省略	第10条以下 省略

滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新
<p>第1条 省略 (給与の種類)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当および特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。次項において同じ。）および退職手当とする。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。）の手当の種類は、管理職手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当および災害派遣手当とする。</p>	<p>第1条 省略 (給与の種類)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当および特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。次項において同じ。）および退職手当とする。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。）の手当の種類は、管理職手当、地域手当、通勤手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当および災害派遣手当とする。</p>

5 第3項の規定にかかわらず、職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（第4条において「会計年度任用職員」という。）に限る。）の手当の種類は、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当および退職手当（同項第2号に掲げる者に限る。）とする。

第3条以下 省略

5 第3項の規定にかかわらず、職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（第4条において「会計年度任用職員」という。）に限る。）の手当の種類は、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当および退職手当（同項第2号に掲げる者に限る。）とする。

第3条以下 省略

滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例新旧対照表（第4条関係）

旧	新
第1条 省略 (給与の種類)	第1条 省略 (給与の種類)
第2条 省略 2 省略 3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当および特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）および退職手当とする。	第2条 省略 2 省略 3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、 <u>在宅勤務等手当</u> 、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当および特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）および退職手当とする。
第3条から第11条まで 省略 (新設)	第3条から第11条まで 省略 <u>(在宅勤務等手当)</u> <u>第11条の2 住居その他これに準ずるものとして病院事業庁長が定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他病院事業庁長が定める時間を除く。）の全部を勤務することを、病院事業庁長が定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。</u>
第12条以下 省略	第12条以下 省略